

ハローワーク特区の概要

埼玉県・佐賀県

ハローワーク特区

- 厚生労働大臣と県知事がハローワーク特区協定を締結する。
- 厚生労働省令(雇用対策法施行規則)で、このような協定を締結できる旨などを規定する。

